

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月30日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第8号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則（平成28年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第2条第1項第3号中「続柄」を「続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。）」に改める。

第5条第1項に次の2号を加える。

(4) 職員と育児休業に係る子についての民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

(5) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第1項第3号中「続柄」を「続柄等」に改める。

様式第1号中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式(注)の1中「その他出生を証明する書類のいずれか」を「又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

養育状況変更届

年 月 日 届出

(任命権者)

様

所 属

職 名

氏 名

印

育児休業

次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。
部分休業

1 届出の事由

育児休業等に係る子が死亡した。

育児休業等に係る子が職員の子でなくなった。

育児休業等に係る子と離縁した。

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 その他（ ）

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第5号及び様式第6号中「続柄」を「続柄等」に改め、これらの様式(注)の1中「その他出生を証明する書類のいずれか」を「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。